

令和5年度【雇用・労働分野の助成金で訪問看護事業所が取得できる可能性が比較的高いと考えられるもの】

助成金	概要	受給金額	リーフレット	問い合わせ先
業務改善助成金	事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資（機械整備、コンサルティング・人材育成・教育訓練）等を行った場合に、その費用の一部を助成	上限30万円～600万円 （コース別、労働者数別）	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001110680.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001110680.pdf</a>	業務改善助成金 コールセンター Tel.0120-366-440
キャリアアップ助成金 （正社員化コース）	有期契約労働者等（短時間労働者及び派遣労働者のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む）を正規雇用労働者や多様な正社員等に転換または直接雇用し、賃金を3%以上増額した事業主に対して助成	有期→正規 57万円（大企業：42.75万円） 無期→正規 28.5万円（大企業：21.375万円）	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001082763.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001082763.pdf</a>	事業所管轄の ハローワーク
キャリアアップ助成金 （賞与・退職金制度導入コース）	有期労働者等を対象に賞与・退職金制度を新規に導入し、支給又は積立を実施した事業主に対して助成（1事業所あたり1回のみ）	賞与または退職金制度導入 40万円（大企業：30万円） 賞与と退職金制度同時導入 56.8万円（大企業42.6万円）		
両立支援等助成金 （出生時両立支援コース）	【第1種】 男性労働者が育児休業・育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りの取組みを行い、実際に利用させた事業主に対して助成 男性の正社員に出生後8週間以内に5日連続の休暇を付与（1日だけは休日でも可） 【第2種】 男性労働者の育児休業取得率が上昇した事業主に対して助成	【第1種】20万円～ （加算措置あり） 【第2種】20万円～60万円	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001082093.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001082093.pdf</a>	各都道府県労働局 雇用環境・均等室
両立支援等助成金 （育児休業等支援コース）	「育児復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた事業主に対して助成	・育児取得時：30万円 ・職場復帰時：30万円 ・業務代替支援：10～60万円		
65歳超雇用推進助成金 （65歳超継続雇用推進コース）	令和5年4月1日以降に、A.65歳以上への定年引上げ、B.定年の定め廃止、C.希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、D.他社による継続雇用制度の導入、のいずれかを実施した事業主に対して助成	15万円～160万円 （労働者数により）		
65歳超雇用推進助成金 （高齢者評価制度等雇用管理改善コース）	高齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して経費の60%（大企業は45%）を助成 例）・法定外の健康管理制度（胃がん検診等や生活習慣病予防検診）の導入 ・高齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または改善	上限30万円 （大企業：22.5万円）	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001075313.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001075313.pdf</a>	各都道府県の支部 高齢・障害者業務課
65歳超雇用推進助成金 （高齢者無期雇用転換コース）	50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成	48万円（大企業：38万円）		
エイジフレンドリー補助金	【高齢労働者の労働災害防止コース】60歳以上の高齢者を常時1名以上雇用している中小事業者が、働く高齢者の労働災害の防止のための取組に要する費用の2分の1を補助 【コラボヘルスコース】労働者の健康保持増進のための次の取組に要する費用の4分の3を補助	【高齢労働者の労働災害防止コース】上限100万円 【コラボヘルスコース】上限30万円 （両コースあわせて上限100万円）	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000791930.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000791930.pdf</a>	エイジフレンドリー 補助金事務センター Tel.03-6381-7507
働き方改革推進支援助成金 （労働時間適正管理推進コース）	生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組みむために設備投資をした事業主に助成 交付申請期限：令和5年11月30日	最大580万円	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001082550.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001082550.pdf</a>	各都道府県労働局 雇用環境・均等室
働き方改革推進支援助成金 （労働時間短縮・年休促進支援コース）	生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む事業主に助成 交付申請期限：令和5年11月30日	最大730万円	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001082516.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001082516.pdf</a>	
人材開発支援助成金 （人材育成支援コース）	職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した事業主に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成	【経費助成】上限50万円 【賃金助成】1人1時間760円 上限1,600時間 （両方あわせて1事業主1年度最大1,000万円）	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001113339.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001113339.pdf</a>	
人材開発支援助成金 （教育訓練休暇付与コース）	【教育訓練休暇制度】事業主以外が行う教育訓練等を受けるために必要な有給の休暇制度を導入し付与した事業主に助成 【長期教育訓練休暇制度】事業主以外が行う教育訓練等を受けるために必要な有給・無給の長期休暇を与えた事業主に助成 【教育訓練短時間勤務制度】事業主以外が行う教育訓練等を受けるために必要な所定労働時間の短縮及び免除を実施した事業主に助成	【教育訓練休暇制度】経費助成30万円 【長期教育訓練休暇制度】賃金助成1人1日6,000円 最大150日 経費助成20万円 【教育訓練短時間勤務制度】経費助成20万円	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001113341.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001113341.pdf</a>	各都道府県労働局 職業対策課または助成金センター

※「生産性要件」は、令和4年3月31日で廃止されました。

【個人が受給できる給付金】

教育訓練給付金（特定一般教育訓練）	労働者が主体的なスキルアップをするため厚生労働大臣指定の教育訓練を受講・修了した場合助成	受講費用の40%（上限20万円）	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001066319.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001066319.pdf</a>	住所地管轄のハローワーク
-------------------	--	------------------	---	--------------